

令和6年度
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
実動訓練（陸上部隊）実施要領



National Fire Service Team For Disaster Response

KANTO BLOC
JOINT TRAINING

in SHIZUOKA 2024



総務省消防庁
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
静岡県実行委員会

— 目 次 —

第1	本部運営訓練	1
第2	部隊参集・受援対応訓練	5
第3	情報収集・情報伝達訓練	12
第4	部隊運用訓練	17
第5	後方支援活動訓練	24
第6	関係機関連携訓練	28
第7	訓練の評価	32
第8	運営係員	34
第9	視 察	35
第10	車両展示	36
第11	終了式	37
地図 1	～ 地図 20	39～58

令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練

実動訓練（陸上部隊）実施要領

第1 本部運営訓練

1 主眼

複数の都県大隊が同一の被災地内で連携した活動を実施する場合を想定し、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）、指揮本部及び指揮支援本部の指揮・調整能力の向上を図る。

2 消防応援活動調整本部運営訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水） 午前11時から午後6時まで

令和6年11月14日（木） 午前7時30分から午前10時30分まで

(2) 場 所

^{あまぎ}天城ふるさと広場 地図1

(注) 本来、調整本部は静岡県庁に設置するが、本訓練においては訓練進行の都合上、^{あまぎ}天城ふるさと広場（メイン会場）の体育館（多目的ホール）を県庁と見立てて調整本部を設置する。

(3) 参加者

ア 静岡県危機管理部

イ 統括指揮支援隊（横浜市消防局）

本訓練における指揮支援部隊長は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、統括指揮支援隊の指定順位第1位に指定されている横浜市消防局とする。

(4) 訓練内容

ア 被害状況等の情報を収集し、各指揮本部及び指揮支援本部と共有を図り、訓練終了までの間、部隊の指揮、調整を行う。

イ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（以下「運用要綱」という。）及び平成30年6月19日付け消防広第225号、消防情第181号「緊急消防援助隊出動時における通信連絡体制の確保について」（以下「通信連絡体制の確保」という。）を基に、統制波、主運用波等の使用に関し、必要な統制等を行う。

ウ 都県大隊等からドローンの運航計画（飛行時間、飛行経路）を聴取し、県航空運用調整班及び航空指揮本部との連絡を密にする。他の航空機との時間的、空間的分離を確保させる。

エ 下田エリアの病院機能亡失による大規模転院搬送に対応するため、伊豆エリアの複数の都県大隊から救急隊を分割し、救急特別編成部隊を編成する。

オ 下田エリアへつながる主要道路が寸断したため、ヘリコプターを使用した人員輸送を検討し、参集中の統合機動部隊から、対応可能な部隊の調整を行う。

(5) 訓練の終了

ア 1日目

指揮支援部隊長は、訓練終了後に統括指揮支援隊の隊員と当該訓練の振り返りを行い、翌日の訓練に備えること（場所及び時間は、隊に一任）。

指揮支援部隊長は、運用要綱第31条第9項に規定する活動日報を作成するとともに同条第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、消防庁へ報告を行う。

統括指揮支援隊は、駿東伊豆消防本部^{すんとう}田方南消防署へ移動して宿営する。

イ 2日目

統括指揮支援隊は、訓練終了後、天城ドーム^{あまぎ}へ移動して終了式に参加する。

3 指揮本部、指揮支援本部運営訓練

(1) 日時

令和6年11月13日（水）午前11時から午後6時まで

令和6年11月14日（木）午前7時30分から午前10時30分まで

(2) 場所

ア 天城^{あまぎ}ふるさと広場

(注) 駿東伊豆消防本部^{すんとう}は、天城ふるさと広場の体育館（多目的ホール）を自消防本部と見立てて指揮本部を設置する。

富士山南東消防本部は、天城ふるさと広場内を自消防本部と見立てて指揮本部を設置する。

イ 御殿場市・小山町^{おやま}広域行政組合消防本部 地図 2

ウ 富士宮市消防本部 地図 3

(3) 参加者

場 所		参加者	
		指揮本部	指揮支援隊
あまぎ 天城ふるさと広場	NBC 災害	富士山南東消防本部	静岡市消防局
	自然 災害	すんとう 駿東伊豆消防本部 静岡市消防局 (県内指揮支援隊)	相模原市消防局
おやま 御殿場市・小山町広域 行政組合消防本部	おやま 御殿場市・小山町広域 行政組合消防本部	名古屋市消防局	
富士宮市消防本部	富士宮市消防本部	浜松市消防局	

(4) 訓練内容

- ア 被害状況等の情報共有を図り、訓練終了まで実動部隊と連動した実践的な本部運営活動を行う。
- イ 運用要綱及び連絡体制の確保についてを基に、統制波、主運用波等の使用に関し、必要な統制等を行う。
- ウ 都県大隊等からドローンの運航計画（飛行時間、飛行経路）を聴取し、県航空運用調整班及び航空指揮本部との連絡を密にして、他の航空機との時間的、空間的分離を確保させる。
- エ 下田エリアの病院機能亡失による大規模転院搬送に対応するため、伊豆エリアの複数の都県大隊から救急隊を分割し、救急特別編成部隊を編成する。

(5) 訓練の終了

ア 1日目

指揮支援隊長は、訓練終了後に指揮支援隊員と当該訓練の振り返りを行い、翌日の訓練に備えること（場所及び時間は、隊に一任）。

指揮支援本部長は、訓練終了後に、運用要綱第31条第6項に規定する活動日報を作成し指揮支援部隊長へ報告を行う。

なお、指揮支援部隊長への報告は、緊急消防援助隊動態情報システム（以下「動態情報システム」という。）により行う。

指揮支援隊は、被災地消防本部の庁舎で宿営を行う。

指揮支援隊	宿营地
静岡市消防局	宿営無し
相模原市消防局	駿東伊豆消防本部田方南消防署 地図 4
名古屋市消防局	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部 御殿場消防署
浜松市消防局	富士宮市消防本部中央消防署 地図 5

イ 2日目

天城ふるさと広場で活動する相模原市消防局指揮支援隊は、天城ドームへ移動して終了式に参加する。

第2 部隊参集・受援対応訓練

1 主眼

- (1) 各都県大隊等の進出ルート、給油・休憩等の計画立案
- (2) 動態情報システムを活用した部隊の参集状況、道路状況等の情報共有
- (3) 被災地消防本部における進出拠点の開設準備等、応援隊受入れ体制の強化
- (4) 陸路が途絶した状況で、空路を使用した部隊進出

2 日時

令和6年11月13日（水）各部隊が参集を開始してから進出拠点に到着した時刻まで

3 前提条件

部隊運用訓練の実施時間を確保するため、出動に係る事務手続きは省略する。

4 指揮支援部隊参集訓練

(1) 統括指揮支援隊の参集

統括指揮支援隊は、自隊の指揮支援実施計画等に定める方法で参集する。

なお、訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

ア 空路で参集する場合

11月13日（水）午前10時までに天城ふるさと広場野球場に着陸すること。

訓練当日が悪天候と予想される場合は、早期に陸路での参集を検討すること。

イ 陸路で参集する場合

11月13日（水）午前10時までに天城ふるさと広場に到着すること。

(2) 指揮支援隊の参集

指揮支援隊は、自隊の指揮支援実施計画等に定める方法で参集する。

なお、訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり、指定する。

ア 空路で参集する場合

指揮支援隊	進出拠点 (ヘリコプター臨時離着陸場)	到着時刻
名古屋市消防局	遊RUNパーク玉穂駐車場 地図6	9時30分まで
浜松市消防局	富士宮市西消防署北分署 地図7	10時00分まで

訓練当日が悪天候と予想される場合は、早期に陸路での参集を検討すること。

各進出拠点（ヘリコプター離着陸場）から各訓練会場までの輸送は、被災地消防本部の受援計画に基づき対応すること。

イ 陸路で参集する場合

指揮支援隊	参集場所	到着時刻
相模原市消防局	天城 <small>あまぎ</small> ふるさと広場	11時00分まで
名古屋市消防局	御殿場市・小山町 <small>おやま</small> 広域行政組合 消防本部	10時00分まで
浜松市消防局	富士宮市消防本部	10時30分まで

5 統合機動部隊参集訓練

(1) 訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

統合機動部隊	進出拠点	到着時刻
東京都	日本競輪選手養成所 地図 8	13時00分まで
神奈川県	さつきヶ丘公園 地図 9	13時00分まで
栃木県		14時30分まで
埼玉県	御殿場プレミアム・アウトレット 駐車場No.20 地図 10	11時30分まで
茨城県	御殿場プレミアム・アウトレット 駐車場No.12 地図 10	12時00分まで
千葉県	日蓮正宗 <small>にちれんしょうしゅう</small> 総本山大石寺 塔の原駐車場、東山駐車場 地図 11	13時00分まで
山梨県		12時00分まで
長野県		13時30分まで
調整本部が選定した 部隊	愛鷹 <small>あしたか</small> 広域公園 地図 12	12時30分まで

- (2) 統合機動部隊は、動態情報システムを活用し運用要綱第21条及び第22条に基づき部隊規模、出動ルート等を調整本部等へ報告する。
- (3) 統合機動部隊は、動態情報システム等を活用し、後続する都県大隊及び被災地消防本部に進出状況、道路状況等の情報共有を行うこと。
- (4) 統合機動部隊長は、進出拠点到着後、調整本部及び被災地消防本部から進出拠点に派遣された連絡員に隊名、部隊規模、資機材等について、報告すること。

6 都県大隊参集訓練

(1) 訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

都県大隊	進出拠点	到着時刻
東京都	日本競輪選手養成所	14時00分まで
神奈川県	さつきヶ丘公園	14時00分まで
栃木県		15時30分まで
埼玉県	御殿場プレミアム・アウトレット 駐車場No.20	12時30分まで
茨城県	御殿場プレミアム・アウトレット 駐車場No.12	13時00分まで
千葉県	にちれんしょうしゅう たいせきじ 日蓮正宗総本山大石寺 塔の原駐車場、東山駐車場	14時00分まで
山梨県		13時00分まで
長野県	田貫湖 地図 13	14時30分まで

(2) 各都県大隊は、動態情報システムを活用し、運用要綱第21条及び第22条に基づき部隊規模、出動ルート等を調整本部等へ報告する。

(3) 各都県大隊は、動態情報システムを活用し、被災地消防本部に進出状況等の情報共有を行うこと。

(4) 各都県大隊長は、進出拠点到着後、調整本部及び被災地消防本部から進出拠点に派遣された連絡員に隊名、部隊規模、資機材等について、報告すること。

7 土砂・風水害機動支援部隊参集訓練

(1) 訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

土砂・風水害機動支援部隊	進出拠点	到着時刻
群馬県	御殿場プレミアム・アウトレット 駐車場No.11 地図 10	13時15分まで

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、動態情報システムを活用し、運用要綱第21条及び第22条に基づき、部隊規模、出動ルート等を調整本部等へ報告する。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、動態情報システムを活用し、被災地消防本部に進出状況、道路状況及び地点情報等の情報共有を行うこと。

- (4) 土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部及び被災地消防本部から進出拠点に派遣された連絡員に隊名、部隊規模、資機材等について、報告すること。

8 ヘリコプターによる部隊進出訓練

国道 414 号等、主要道路が途絶したため、陸路により下田エリアの災害現場へ部隊を投入できない場合を想定

- (1) 調整本部が選定した統合機動部隊は、沼津エリア・愛鷹広域公園あしたかに参集した後、横浜市消防局航空隊のヘリコプターに搭乗し、安田造船所敷地 地図 14へ進出する。

安田造船所敷地へ到着後、進出した隊員は、下田消防本部の現場指揮隊に報告を行う。

到着時刻	場 所	出発時刻
13時25分	愛鷹広域公園 <small>あしたか</small>	13時00分
	安田造船所敷地	

9 NBC 災害救助訓練に参加する部隊の集結

NBC 災害救助訓練は、他の部隊運用訓練（自然災害対応訓練）とは連動せず、NBC 災害のみ発生した想定で実施するため、参集訓練は実施しないが、参加部隊（指揮支援隊及び NBC 災害即応部隊）は次のとおり集結すること。

部 隊	集結場所	到着時刻
静岡市消防局指揮支援隊	道の駅伊豆月ヶ瀬 地図 15	8 時30分まで
川崎市消防局 NBC 災害即応部隊		9 時00分まで
甲府地区広域行政事務組合消防本部 NBC 災害即応部隊		9 時00分まで

(注) 静岡県内消防応援隊（東部）は、道の駅伊豆月ヶ瀬に午前 8 時00分までに到着すること。

静岡県内消防応援隊（中部）は、道の駅伊豆月ヶ瀬に午前 8 時30分までに到着すること。

10 受援対応訓練

- (1) 日 時

令和 6 年11月13日（水）緊急消防援助隊が進出拠点及びヘリコプター臨時離着陸場に到着するまで

(2) 場 所

ア 進出拠点

- (ア) 日本競輪選手養成所
- (イ) さつきヶ丘公園
- (ウ) 御殿場プレミアム・アウトレット駐車場No.11、12、20
- (エ) 日蓮正宗総本山大石寺塔にちれんしょうしゅうの原たいせきじ駐車場・東山駐車場

イ ヘリコプター臨時離着陸場

- (ア) 天城あまぎふるさと広場
- (イ) 遊RUNパーク玉穂ゆうらん たまほ駐車場
- (ウ) 富士宮市消防本部西消防署北分署

(3) 参加者

- ア 駿東伊豆消防本部すんとう
- イ 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部おやま
- ウ 富士宮市消防本部

(4) 訓練内容

- ア 動態情報システムを活用し、参集中の部隊と相互に情報共有を行う。
- イ 進出拠点及びヘリコプター臨時離着陸場の開設を行い、連絡員を派遣する。
- ウ 都県大隊、各部隊の受入れに関して受入れ管理表、都県大隊・各部隊隊種別管理表で確認調整する。
- エ 応援隊へ配布する地図を準備する。
- オ 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか確認し、通行不能区間について動態情報システム等で情報共有を行う。

11 進出ルート及び給油・休憩計画

- (1) 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）から道路管理者に対し事前に情報提供をするため、各都県大隊等はあらかじめ進出ルートとして使用する高速道路、給油・休憩場所（PA・SA）等について計画を立て、9月26日（木）までに電子メールにて実行委員会事務局宛てに報告すること。
送付先：kinshoubo@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 過去の地域ブロック合同訓練において、高速道路インターチェンジ出口付近等において消防車両の滞留、渋滞が発生し、一般車両に迷惑をかける事例が多発していることか

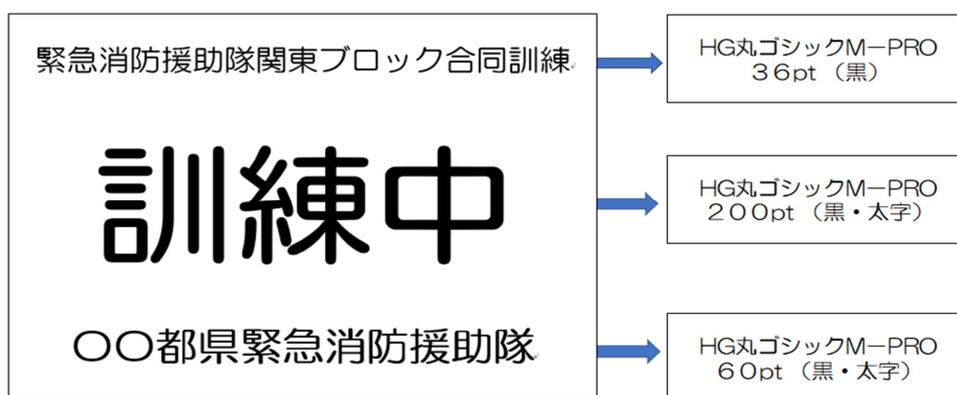
ら、各都県大隊等は動態情報システム及び消防無線（主運用波等）を積極的に活用の上分散走行（出動）に努めること。

- (3) 機関員は、高速道路及び有料道路の料金所を通過する際、料金徴収員に車検証に記載してある車種（小型、普通、大型特殊等）を伝えること。ETCを装備している車両についてはこの限りでない。

12 車両表示等

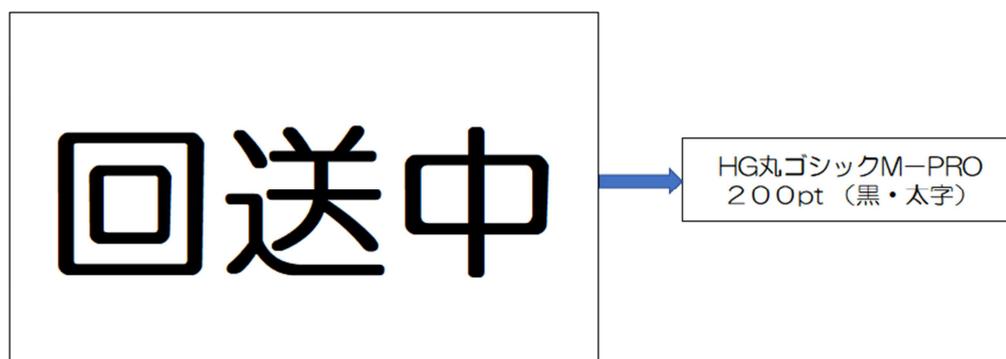
- (1) 訓練に参加する車両は、実災害の出動車両と区別するため、次の例により表示用紙を作成し、車両の前部から視認できる位置に表示すること。

例) A4 サイズ



- (2) 救急車が単独で一般道を利用し、部隊運用訓練における傷病者の搬送や搬送後に訓練会場に戻る時、又は部隊運用訓練が終了し宿营地等への移動の際は、次の例により表示用紙を作成し、車両前部から視認できる位置に表示する。（各所属で所有の「回送中」プレート等の使用も可）

例) A4 サイズ



13 故障・事故発生時の対応

- (1) 参集中、消防車両に故障が発生した場合には、各都県大隊等において対応すること。
- (2) 参集途中で事故が発生した場合は、「緊急消防援助隊事故等報告要領について」（令和2年6月8日付け消防広第 150号）に基づき消防庁及び関係機関に報告すること。
- (3) 故障、事故については、実行委員会事務局にも連絡すること。（実行委員会事務局：054-221-2926）

第3 情報収集・情報伝達訓練

1 主眼

- (1) 各部隊が動態情報システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、無線を活用し災害現場の情報収集を行い、救助、消火、救急活動の指揮に活用する。
- (2) 指揮本部等は、WEB 会議システム等を活用しデジタル技術の検証を行う。

2 動態情報システム運用訓練

(1) 日時

令和6年11月13日（水）部隊参集・受援対応訓練の開始から

令和6年11月14日（木）午前10時30分まで

(2) 参加部隊

訓練に参加する全部隊、調整本部、指揮本部

(3) 訓練内容

ア 都県大隊及び各部隊は、動態情報システムを活用し、部隊進出状況等の情報共有を図る。

イ 指揮本部、指揮支援本部は、動態情報システムを活用し、進出拠点、災害状況等の情報共有を図る。

ウ 調整本部は、動態情報システムを活用し、部隊進出状況、進出拠点、災害状況等を把握する。

3 ドローン運用訓練

(1) 日時

令和6年11月13日（水）部隊運用訓練の開始から終了まで

令和6年11月14日（木）部隊運用訓練の開始から午前10時30分まで

(2) 場所

ア 天城ふるさと広場

イ 立^{たち}岩^{いわ}石材興業（株）スコリア工場 地図 16

ウ 二葉建設（株）東山工場 地図 17

エ 田貫湖

(3) 参加部隊

静岡県内消防応援隊、各統合機動部隊、各都県大隊、陸上自衛隊、警察

(4) 訓練内容

ア ドローンを活用し、訓練会場の情報収集及び安全管理を実施する。

イ ドローンを運用する部隊は、事前にドローンの運航計画（飛行時間、飛行経路）を指揮本部及び調整本部へ報告し、飛行の許可を得る。

ウ 調整本部、指揮本部、指揮支援本部は、都県大隊等からドローンの運行計画（飛行時間、飛行経路）を聴取し、県航空運用調整班及び航空指揮本部へ連絡して、他の航空機との時間的・空間的分離を確保させる。

エ モバイルエンコーダを活用した映像伝送を行う部隊は、ドローンで撮影した映像を消防庁クラウドへ伝送する。

4 映像伝送装置活用訓練

(1) 広報通信車（無線中継車）及び可搬型衛星地球局を活用した映像伝送

ア 日時・参加部隊・場所等

日 時	参加部隊	場 所	使用資機材
令和6年11月13日（水） 13時00分から14時00分まで	茨城県 統合機動部隊	二葉建設（株） 東山工場	可搬型衛星地球局
令和6年11月13日（水） 15時00分から16時00分まで	長野県 統合機動部隊	田貫湖	可搬型衛星地球局
令和6年11月13日（水） 16時00分から17時00分まで	東京都大隊	<small>あまぎ</small> 天城ふるさと広場	無線中継車

(注) 静岡県の衛星通信中継車は、天城ふるさと広場で映像配信を行う。

イ 訓練内容

(7) 通信支援小隊は、広報通信車及び可搬型衛星地球局を活用し、各訓練会場の映像を地域衛星通信ネットワークを介し、消防庁、都道府県庁及び全国の消防機関へ伝送する。

(8) 映像伝送に係る申し込みについては、（一財）自治体衛星通信機構に各訓練の小隊が所属する機関で行う。

(9) 各参加部隊は映像伝送時間までに使用資機材の準備を行い、衛星捕捉を完了しておく。（設定には約30分を要する。）

- (e) 回線開通前試験（Uplink Access Test）を開始する際は、（一財）自治体衛星通信機構へ連絡し、その旨を伝える。
- (f) 伝送映像には、画面右上に送信局名、画面中央下部に撮影場所（訓練会場名）のテロップを入れる。（例：送信局名「〇〇消防」、撮影場所「〇〇会場」）
- (g) 映像伝送を終了する場合や、不具合により映像伝送できない場合は、（一財）自治体衛星通信機構にその旨を伝える。

連絡先	電話番号
（一財）自治体衛星通信機構 山口管制局	(NTT TEL) 083-928-5270
	(衛星 TEL) 048-100

(2) モバイルエンコーダを活用した映像伝送

ア 日時・参加部隊・場所

日時	参加部隊	場所
令和6年11月13日（水）・14日（木）活動部隊、指揮本部等が必要と判断した時間	東京都大隊	<small>あまぎ ひろば</small> 天城ふるさと広場
	神奈川県統合機動部隊	<small>たちいむ</small> 立岩石材興業（株）
	栃木県統合機動部隊	スコリア工場
	茨城県統合機動部隊	二葉建設（株）東山工場
	群馬県 土砂・風水害機動支援部隊	
	埼玉県統合機動部隊	
	長野県大隊	田貫湖
	千葉県統合機動部隊	

イ 訓練内容

- (7) ドローン及びモバイルエンコーダを運用する部隊は、ドローン操縦機のHDMI端子にモバイルエンコーダを接続し、消防庁クラウドに対して送信する。
- (8) 消防庁は、モバイルエンコーダから送信された動画を映像配信システムのクラウドサーバに保存する。
- (9) 調整本部、指揮本部、指揮支援本部は、所有するパソコンやタブレット端末等で消防庁クラウドにログインし、動画を確認する。
- (10) 動画を撮影した都県等以外の団体が、消防庁から配信された動画等を記録媒体に保存する場合は、その団体の責任において厳重に管理すること。

5 消防無線統制訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）部隊参集・受援対応訓練の開始から
 令和6年11月14日（木）午前10時30分まで

(2) 参加部隊

訓練に参加する全部隊、調整本部、指揮本部、指揮支援本部

(3) 訓練内容

- ア 運用要綱及び通信連絡体制の確保を基に、統制波、主運用波の使用について必要な統制等を行う。
- イ 署活動用無線機の使用は、平成31年4月25日付け消防広第102号、消防情第128号「緊急消防援助隊出動時における署活動用無線機の使用について（通知）」により行う。

(4) 留意事項

統制波1は、実災害が発生した場合に使用するため、訓練では使用しないこと。

6 WEB 会議システム活用訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）指揮本部が指示する時間

(2) 場所・参加者

ホスト	ゲスト
場 所： <small>すんとう</small> 駿東伊豆消防本部 参加者：指揮本部員	場 所： <small>すんとう</small> 駿東伊豆消防本部田方南消防署 参加者：相模原市消防局指揮支援隊長
	場 所：日本競輪選手養成所 参加者：東京都大隊長
	場 所：さつきヶ丘公園 参加者：神奈川県大隊長
	場 所：さつきヶ丘公園 参加者：栃木県大隊長

場 所：御殿場市・ <small>おやま</small> 小山町広域 行政組合消防本部 参加者：指揮本部員	場 所：御殿場市・ <small>おやま</small> 小山町広域行政組合消防本部 御殿場消防署 参加者：名古屋市消防局指揮支援隊長
	場 所：御殿場プレミアム・アウトレット駐車場 No.11 参加者：群馬県土砂・風水害機動支援部隊長
	場 所：御殿場プレミアム・アウトレット駐車場 No.12 参加者：茨城県大隊長
	場 所：御殿場プレミアム・アウトレット駐車場 No.20 参加者：埼玉県大隊長
場 所：富士宮市消防本部 参加者：指揮本部員	場 所：富士宮市消防本部中央消防署 参加者：浜松市消防局指揮支援隊長
	場 所： <small>にちれんしょうしゅう</small> 日蓮正宗 <small>たいせきじ</small> 総本山大石寺東山駐車場 B 参加者：山梨県大隊長
	場 所： <small>にちれんしょうしゅう</small> 日蓮正宗 <small>たいせきじ</small> 総本山大石寺東山駐車場 C 参加者：千葉県大隊長
	場 所： <small>にちれんしょうしゅう</small> 日蓮正宗 <small>たいせきじ</small> 総本山大石寺東山駐車場 D 参加者：長野県大隊長

(3) 訓練内容

指揮本部は、1日目の訓練終了後、WEB会議システムを活用し、宿営地に移動した指揮支援隊及び各都県大隊長と活動調整会議の決定事項や翌日の活動方針等の共有を図る。

7 訓練の振り返り

情報収集・情報伝達訓練に参加した各小隊長は、1日目の訓練終了後に隊員と、当該訓練について振り返りを行い、翌日の訓練に備えること（場所及び時間等は、各隊に一任）。

第4 部隊運用訓練

1 主眼

- (1) 被災地消防本部及び静岡県内消防応援隊と、県外から先着する統合機動部隊、後続する都県大隊との情報共有、連携の強化
- (2) 複数の都県大隊が互いに連携した活動の実施
- (3) 特殊車両（小型救助車、水陸両用車等）の効果的な活用及び検証
- (4) 指揮支援隊長の管理及び都県大隊長の指揮の下で安全管理を徹底した活動
- (5) 現地合同調整所における関係機関との情報共有及び活動調整
- (6) NBC 災害対応能力の向上

2 日時

令和6年11月13日（水）各部隊が訓練会場へ到着してから午後6時まで

令和6年11月14日（木）午前7時30分から午前10時30分まで

（注）立岩石材興業（株）スコリア工場は、令和6年11月14日（木）午前10時まで

3 場所

- (1) 天城ふるさと広場
- (2) 立岩石材興業（株）スコリア工場
- (3) 二葉建設（株）東山工場
- (4) 田貫湖

4 参加者

- (1) 緊急消防援助隊
都県大隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC 災害即応部隊
- (2) 静岡県内消防団
- (3) 静岡県内消防応援隊
- (4) 陸上自衛隊（第34普通科連隊）
- (5) 国土交通省（沼津河川国道事務所、静岡国道事務所）
- (6) 静岡県警察本部
- (7) 静岡 DMAT
- (8) 認定 NPO 法人災害救助犬静岡
- (9) （一社）静岡県建設業協会
- (10) 静岡県生コンクリート工業組合

5 訓練内容

(1) 自然災害対応訓練

静岡県知事からの要請に基づき、各都県大隊等の対応が想定される主な災害種別（訓練内容）を下表に示す。各都県大隊等は必要と思われる資機材を準備して出動すること。

ただし、各都県大隊等が対応する災害種別（訓練内容）は、災害の状況（訓練の進行状況）により指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援隊長の管理の下で変更となる可能性もあるので留意すること。

各訓練は災害想定の詳細を明らかにしないで実施する。訓練会場ごとの前提条件は、進出拠点又は訓練会場で運営係員が提示する。

各部隊は、安全管理を徹底して訓練を実施し、造作物等の破壊活動を行う場合は、現示及び運営係員の指示に従うこと。

ア あまぎ天城ふるさと広場・スコリア工場

参加者	訓練内容
栃木県大隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 大規模転院搬送対応訓練 ブリーフィング訓練
東京都大隊	<ul style="list-style-type: none"> 座屈倒壊建物救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 道路啓開訓練 大規模転院搬送対応訓練 ブリーフィング訓練
神奈川県大隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 大規模転院搬送対応訓練 ブリーフィング訓練
静岡県内消防応援隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 座屈倒壊建物救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 道路啓開訓練
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 座屈倒壊建物救助訓練
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開訓練

静岡県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 座屈倒壊建物救助訓練
静岡 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> 救護所設置、運営、患者搬送訓練
認定 NPO 法人災害救助犬静岡	<ul style="list-style-type: none"> 座屈倒壊建物救助訓練
(一社) 静岡県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開訓練

イ 二葉建設（株） 東山工場

参加者	訓練内容
茨城県大隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 浸水害救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 道路啓開訓練 ブリーフィング訓練
群馬県 土砂・風水害機動 支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 浸水害救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 道路啓開訓練 ブリーフィング訓練
埼玉県大隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練 浸水害救助訓練 救護所設置・運営・患者搬送訓練 道路啓開訓練 ブリーフィング訓練
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練
静岡県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練
静岡 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> 救護所設置・運営・患者搬送訓練
認定 NPO 法人災害救助犬静岡	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害救助訓練

ウ 田貫湖

参加者	訓練内容
千葉県大隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水害救助訓練 ・ 大規模火災消火訓練 ・ 孤立者救助訓練 ・ 救護所設置・運営・患者搬送訓練 ・ ブリーフィング訓練
山梨県大隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水害救助訓練 ・ 大規模火災消火訓練 ・ 孤立者救助訓練 ・ 救護所設置・運営・患者搬送訓練 ・ ブリーフィング訓練
長野県大隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水害救助訓練 ・ 大規模火災消火訓練 ・ 孤立者救助訓練 ・ 救護所設置・運営・患者搬送訓練 ・ ブリーフィング訓練
静岡市消防局 エネルギー・産業 基盤災害即応部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模火災消火訓練
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水害救助訓練
静岡県内消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模火災消火訓練
静岡県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水害救助訓練 ・ 孤立者救助訓練
静岡県生コンクリ ート工業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模火災消火訓練

(2) NBC災害救助訓練

NBC災害即応部隊は、平成31年の新設から年数が浅く、警察、自衛隊等の関係機関と連携した訓練を実施する機会が少ないことから、令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練において訓練を実施する。

NBC災害救助訓練は、他の部隊運用訓練（自然災害対応訓練）とは連動せず、NBC災害のみ発生した想定で実施する。

天城ふるさと広場

参加者	訓練内容
川崎市消防局 NBC 災害即応部隊	NBC 災害救助訓練
甲府地区広域行政事務 組合消防本部 NBC 災害即応部隊	
静岡県内消防応援隊	
陸上自衛隊	
静岡県警察本部	

6 基本的な流れ

- (1) 災害状況の把握（被災地消防本部、指揮隊等（現場指揮所）から被災状況等の情報収集、ドローンの活用）
- (2) 指揮活動（安全管理方針、活動方針の決定・下命）
- (3) 消防活動、救助活動、救急活動
- (4) 災害の収束確認
- (5) 活動終了
- (6) 資機材撤収

7 指揮活動

- (1) 同一の災害現場で複数の都県大隊が活動するため、指揮支援隊長から統括都県大隊長に指名された場合は、積極的に情報を集約し、各都県大隊長に発信するとともに、現場管理体制を早期に確立すること。
- (2) 指揮支援隊長及び都県大隊長は、各訓練において付与される災害状況や気象状況等を基に、活動中止基準の作成や、撤退方法の周知、撤退場所の指定など安全管理の徹底を図ること。
- (3) 被災地消防本部は、各訓練会場において、自衛隊、警察、DMAT等との情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置する。

指揮支援隊長及び都県大隊長は、被害状況や他機関の活動状況などの情報を収集し、適切に発言することにより、関係機関との連携を図ること。

8 救急活動

- (1) 要救助者の観察項目及び観察内容は、下表のとおりとする。

観察項目	観察内容
脈拍・呼吸・血圧	実測又は傷病者カード指示
意識レベル	傷病者カード指示
動脈血中酸素飽和度又は ブランチテスト	実測又は傷病者カード指示
視診	衣服の上から実施（衣類の切断・脱衣無し）
体温	傷病者カード指示
聴診	傷病者カード指示 直接聴診・間接聴診ともに実施なし
触診	体幹部の肩から下、膝から上の触診は実施 しない。その他は実測可能。

- (2) 一次トリアージは START 方式とする。トリアージタグは、自隊が所有しているものを使用すること。

- (3) 傷病者は、必要に応じて仮想病院に搬送すること。

仮想病院への搬送時は一般走行とすること。

搬送先の仮想病院は、指揮支援隊長が下表のとおり指示する。

エリア	仮想病院
伊豆エリア	<small>あまぎ</small> 天城会館 地図 18
御殿場エリア	御殿場プレミアム・アウトレット駐車場No.24 地図 10
富士宮エリア	<small>にちれんしょうしゅう</small> 日蓮正宗 <small>たいせきじ</small> 総本山大石寺

- (4) 救急搬送時は、必要な処置を行うこと。資機材が不足した場合は、実災害と同様に可能な処置のみを実施し、仮想病院にその旨を伝えること。

- (5) 特定行為の指示要請（救命士→医師）は、平成29年3月30日付け消防救第47号「応援救急隊における救急業務の実施について」に基づき、対応したものとする。

- (6) 仮想病院へ搬送し引継ぎ後、搬送や処置に使用した資機材は回収し、自隊の資機材以外は、運営係員が指示した場所に搬送し一時保管するものとする。各隊は未回収の資機材が無いよう定期的に確認すること。

9 留意事項

- (1) 訓練会場内では、赤色回転灯の点灯及びサイレンの吹鳴はしないこと。ただし、運営係員から別途指示があった場合は除く。
- (2) 必要により、緊急消防援助隊の各部隊及び関係機関は、統一的な活動表示（マーキング）を実施すること。
- (3) 訓練参加中に一般市民及び一般車両等の事故に遭遇した場合は、各自の判断により訓練を中止し、事故現場にて可能な措置を講ずるとともに、必要により119番・110番通報を行う。
- (4) 訓練中、車両等に不具合が生じた場合は、各都県大隊等において対応すること。
- (5) 全会場原則禁煙とする。
- (6) トイレは持参したトイレ（又は、各会場の運営係員が指定したトイレ）を使用すること。トイレットペーパーは持参したものを使用すること。
- (7) 既存施設内で訓練が行われる場合は、運営係員が指示する場所以外に立ち入ることは厳禁とする。

10 訓練の終了

訓練は、次に掲げる事項により終了すること。

- (1) 要救助者を全て救出し仮想病院又は救護所への搬送を完了した時点
- (2) 運営係員から訓練終了の指示があった時点

11 訓練の振り返り

部隊運用訓練に参加した小隊長は、1日目の訓練終了後に、隊員と当該訓練について振り返りを行い、翌日の訓練に備えること（場所及び時間等は、各隊に一任）。

12 活動日報の作成及び報告

各都県大隊長、統合機動部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、1日目の訓練終了後、運用要綱第31条第5項に規定する活動日報を作成し、動態情報システムにて報告すること。

第5 後方支援活動訓練

1 主 眼

- (1) 各都県の後方支援活動要領に基づく効率的な後方支援活動により、緊急消防援助隊の自己完結能力の向上を図る。
- (2) 複数の都県大隊が同一又は隣接する宿営地を利用する場合、各都県の後方支援中隊相互の調整及び協力により円滑な後方支援活動の実施を図る。
- (3) 宿営地では、多くの隊員が共同で食事、休憩等を行うことから、各種感染症からの汚染・感染を予防するデコンタミネーションを強化し、その有効性を検証する。
- (4) 宿営地において、民間団体と連携した燃料補給体制を構築する。

2 宿営地設置・運営訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）後方支援中隊が宿営地に参集してから
 令和6年11月14日（木）正午までに完全撤収（原状復帰）まで

(2) 場 所

宿営地		都 県
日本競輪選手養成所 250ピスト 400ピスト		東京都
さつきヶ丘公園 陸上競技場		神奈川県
		栃木県
御殿場プレミアム・アウトレット	駐車場No.11	群馬県
	駐車場No.12	茨城県
	駐車場No.20	埼玉県
にちれんしょうしゅう たいせきじ 日蓮正宗総本山大石寺	東山駐車場B	山梨県
	東山駐車場C	千葉県
	東山駐車場D	長野県

(注) 静岡県内消防応援隊（西部地区）はさつきヶ丘公園の野球場で宿営する。

(3) 参加者

都県大隊の後方支援中隊（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所

(4) 訓練内容

ア 各都県大隊長は、各都県大隊の応援計画等に基づき、あらかじめ後方支援中隊長を指定すること。

- イ 後方支援活動については、各都県大隊内で自己完結することとし、一体的かつ効率的に実施すること。
- ウ 各都県の後方支援中隊長は、同一又は隣接する宿営地を利用する他都県の後方支援中隊長と調整の上、相互に協力し、円滑な後方支援活動を行うこと。
- エ 宿営地における着替え、給食、休憩場所等のエリア分けを明確にすること。
- オ 女性活躍推進を踏まえた宿営レイアウト等の検証を行うこと。
- カ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて冬期の宿営を想定した資機材を準備すること。
- キ 車両駐車及び資機材搬入は、被災地消防本部職員の指示に従い、他都県大隊と調和を図りながら円滑に実施すること。
- ク 火気を使用する場合は、被災地消防本部の指示に従うこと。直接地面に影響を及ぼす裸火の使用は厳禁とする。
- ケ 宿営地設置・運営訓練2日目に宿営地の撤収作業が完了した時点で訓練終了とする。

(5) 各宿営地における留意点等

会 場	屋内外	照明・発電機 使用停止時間	その他
日本競輪選手養成所	外・内	23時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場：アスファルト ・ 宿営：屋内 ・ 屋内施設は、軽食のみ可
さつきヶ丘公園	外	23時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場及び宿営：砂地
御殿場プレミアム・ア ウトレット駐車場 (No. 11、12、20)	外	22時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場及び宿営：アスファルト ・ 施設トイレ使用不可
<small>にちれんしょうしゅう</small> 日蓮正宗総本山大石寺 <small>たいせきじ</small> 東山駐車場	外	22時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場及び宿営：アスファルト ・ 施設トイレ使用不可

3 感染症予防（デコンタミネーション）訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）後方支援中隊が宿営地に参集してから
令和6年11月14日（木）正午までに完全撤収（原状復帰）まで

(2) 場 所

- ア 日本競輪選手養成所
- イ さつきヶ丘公園
- ウ 御殿場プレミアム・アウトレット駐車場
- エ にちれんしょうしゅう 日蓮正宗総本山大石寺 たいせきじ 東山駐車場

(3) 参加者

宿営地を利用する後方支援中隊

(4) 訓練内容

後方支援中隊は宿営地に、デコンタミネーションエリアを設け、汚染・感染予防等を考慮した後方支援活動を徹底すること。

訓練は、訓練2日目に宿営地の撤収作業が完了した時点で訓練終了とする。

4 燃料補給訓練

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）午後2時から午後9時の時間帯で適宜

(2) 場 所

ア さつきヶ丘公園

イ 御殿場プレミアム・アウトレット駐車場 No.24

ウ にちれんしょうしゅう日蓮正宗総本山大石寺塔たいせきじの原駐車場

(3) 参加者

ア 緊急消防援助隊（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）

イ 民間石油業者

(4) 訓練内容

民間石油業者の移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による軽油給油訓練

ア 指定した場所・時間に補給する車両（民間）で入場

イ アースの確保等、安全対策の準備

ウ 補給を必要とする消防車両の入場

エ 給油開始

オ 支払い・領収証の発行

カ 退場

キ 使用した資機材の撤収（原状復帰）が完了した時点で訓練終了

(5) 留意事項

ア 各県ローテーションにより給油を受けること。

イ 代金の支払いは「現金払い」のみとする。（領収証の発行あり）

なお、単価は、事前に実行委員会事務局から周知する。

ウ 給油を行う者は、民間石油業者とする。

エ 関係法令等を遵守して実行すること。

5 留意事項

- (1) 各会場の隣接施設への立入りは禁止とする。
- (2) 全会場原則禁煙とする。
- (3) トイレは持参したトイレ（又は、各会場の運営係員が指定したトイレ）を使用すること。トイレットペーパーは持参したものを使用すること。
- (4) 貴重品は、各自で管理すること。
- (5) 駐車車両の施錠及び資機材の管理を徹底し、盗難防止に万全を期すこと。
- (6) 屋内で宿営する場合の消灯時刻については、各都県大隊の後方支援中隊長が設定すること。（最終消灯時間23時）
- (7) その他の制限事項については、宿营地到着時に被災地消防本部から伝達する。

第6 関係機関連携訓練

1 主眼

- (1) 令和4年6月3日付け消防参第128号「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領の策定及び積極的な活用について（通知）」のToDoリストの活用
- (2) 被災地消防本部、消防団、静岡県内消防応援隊及び緊急消防援助隊は、救助活動等の現場において、警察、自衛隊、国土交通省、DMAT、その他の関係機関と緊密に連携する。

2 現地合同調整所設置・運営訓練

被災地消防本部は、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地合同調整所を設置する。

被災地消防本部の現場責任者、統括都県大隊長、都県大隊長及び関係機関の現場責任者は、現地合同調整所に集結し、活動エリア、活動内容、手順等を調整する。

(1) 日時

令和6年11月13日（水）現地合同調整所を設置した時間から

令和6年11月14日（木）現地合同調整所の解散し撤収が完了した時間まで

(2) 場所

ア ^{あまぎ}天城ふるさと広場

イ ^{たちいわ}立岩石材興業（株）スコリア工場

ウ 二葉建設（株）東山工場

エ 田貫湖

(3) 参加者

ア 被災地消防本部の現場責任者

イ 統括都県大隊長

ウ 関係機関の現場責任者

(4) 訓練内容

救助・捜索活動を実施する上での現場における調整

ア 関係機関相互の連絡先、担当者の把握

イ 各部隊の活動内容の確認、関係機関が有する救助・捜索活動に必要な重要情報の共有・調整事項の確認

ウ 安全管理方針の具体的な徹底について協議、決定

- エ 救助・捜索活動区域の明示方法について協議、決定
- オ 要救助者発見時の対応方法の確認
- カ 現場での解決・対応困難なボトルネック発生時の対応方法を協議

(5) 留意事項

- ア 参加者は、自隊の持つ情報をできるだけ集約、整理して他機関に共有する。
- イ 参加者は、多くの関係機関から積極的に情報収集すること。
- ウ 参加者は、地図、ホワイトボード等を活用して、情報を可能な限り「見える化」すること。
- エ 参加者は、専門用語を避け、全ての関係機関が理解できるような平易な言葉を使用し特に地名やランドマークとなる施設名は固有名詞の呼び方等を早期に共有すること。
- オ 参加者は、現地合同調整所で把握した内容や決定事項を、救助、捜索活動現場の隊員に確実に伝達すること。

3 活動調整会議訓練

1 日目の部隊運用訓練終了後、消防の各部隊が警察、自衛隊等の関係機関と被害状況、活動状況等の情報を共有し、翌日の捜索開始時間や活動方針等の調整を行うことを目的として、活動調整会議を開催する。

本来、活動調整会議は被災地の市役所庁舎で開催することが基本となるが、今回の訓練では訓練進行の都合上、各訓練会場を市役所と見立てて活動調整会議を開催する。

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）被災地消防本部が指定する時間

(2) 場所・参加者

場 所	主 催	参加者
あまぎ 天城ふるさと広場 体育館 (仮想伊豆市役所)	すんとう 駿東伊豆消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市消防局指揮支援隊 ・ 静岡県内消防応援隊指揮支援隊 ・ 陸上自衛隊（第34普通科連隊） ・ 静岡県警察本部 ・ 静岡 DMAT
御殿場プレミアム・ア ウトレット駐車場No.24 (仮想御殿場市役所)	おやま 御殿場市・小山町広域 行政組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市消防局指揮支援隊 ・ 陸上自衛隊（第34普通科連隊） ・ 静岡県警察本部 ・ 認定NPO法人災害救助犬静岡 ・ 静岡 DMAT

田貫湖 (仮想富士宮市役所)	富士宮市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市消防局指揮支援隊 ・ 静岡県警察本部
-------------------	----------	--

(3) 訓練内容

ア 救助・捜索活動の調整に必要な情報収集

- (ア) 全体状況の把握
- (イ) 出動部隊の把握
- (ロ) 要救助者状況の把握
- (ハ) アクセス可能ルート of 把握
- (ニ) 二次災害リスクの把握
- (ホ) 上記事項の集約した地図

イ 活動方針の決定共有、活動に必要な環境の整備

- (ア) 活動エリアの分担、活動時間の決定共有
- (イ) 活動方法の決定共有
- (ロ) 安全管理方針の決定共有
- (ハ) 活動に必要な環境の整備
- (ニ) 最新の方針等を反映した共通地図の更新
- (ホ) 活動成果を踏まえた、必要な活動方針の見直し

4 現場活動連携訓練

消防の各部隊は、現地合同調整所や活動調整会議で決定した方針を基に、救助活動等の現場で、自衛隊、警察、DMAT、災害救助犬と活動連携を図る。

(1) 日 時

令和6年11月13日（水）訓練参加部隊が活動を開始した時間から

令和6年11月14日（木）訓練参加部隊が要救助者の救出及び搬送を完了した時間

(2) 場 所

- ア あまぎ 天城ふるさと広場
- イ たちいわ 立岩石材興業（株）スコリア工場
- ウ 二葉建設（株）東山工場
- エ 田貫湖

(3) 参加者

ア 被災地消防本部

- (ア) 富士山南東消防本部
- (イ) 駿東伊豆消防本部
- (ウ) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部
- (エ) 富士宮市消防本部

イ 静岡県内消防団

ウ 静岡県内消防応援隊

エ 緊急消防援助隊

都県大隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC 災害即応部隊

オ 関係機関

- (ア) 陸上自衛隊（第 34 普通科連隊）
- (イ) 国土交通省（沼津河川国道事務所、静岡国道事務所）
- (ウ) 静岡県警察本部
- (エ) 静岡 DMAT
- (オ) 認定 NPO 法人災害救助犬静岡
- (カ) （一社）静岡県建設業協会
- (キ) 静岡県石油商業組合
- (ク) 静岡県生コンクリート工業組合

第7 訓練の評価

1 評価者

各訓練・各エリアの評価者を下表のとおり指定する。

評価者は、担当する訓練の開始時刻までに訓練会場へ参集する。

訓練項目		評価者
本部運営訓練	消防応援活動調整本部運営訓練	横浜市消防局統括指揮支援隊長
	指揮本部・指揮支援本部運営訓練	静岡市消防局指揮支援隊長
		相模原市消防局指揮支援隊長
		名古屋市消防局指揮支援隊長
		浜松市消防局指揮支援隊長
部隊参集・受援対応訓練	指揮支援部隊長、各指揮支援隊長	
	各統合機動部隊長	
	各都県大隊長	
	土砂・風水害機動支援部隊長	
情報収集・情報伝達訓練	指揮支援部隊長、各指揮支援隊長	
	各統合機動部隊長	
	各都県大隊長	
	各部隊長	
部隊運用訓練	各都県大隊長又は部隊長	
関係機関連携訓練	各指揮支援隊長	
	各都県大隊長	
	各部隊長	
後方支援活動訓練	各都県大隊等の後方支援中隊長	

エリア	評価者
伊豆エリア	総務省消防庁職員
御殿場エリア	緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員 (川崎市消防局)
富士宮エリア	緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員 (甲府地区広域行政事務組合消防本部)

2 評価表

実行委員会事務局は、あらかじめ評価者へ電子メールにより評価表を送信する。

3 評価表の提出

評価者は、評価表を活用した評価を行い、訓練終了後の11月21日（木）までに電子メールにて評価表を実行委員会事務局宛てに提出すること。

送付先：kinshoubo@pref.shizuoka.lg.jp

第8 運営係員

1 配置

各訓練を円滑に進行するため、各訓練会場に運営係員を配置する。

運営係員は、静岡県職員又は静岡県内消防本部職員等の中から実行委員会事務局が指定した職員を以てあてる。

2 業務内容

- (1) 訓練全体の統括、進捗管理
- (2) 訓練会場の設営準備、撤収作業
- (3) 訓練の開始、終了、インシデントが発生した場合の訓練の中断
- (4) 訓練者への状況付与、活動場所、時間等の制限、現示の掲示
- (5) 要救助者役（生体・ダミー）の管理、要救助者役
- (6) 車両の誘導、交通事故等の防止のための注意喚起
- (7) 視察者の先導、同行
- (8) 参観者の受付、誘導、安全管理、訓練内容の説明
- (9) 報道機関の対応、一般見学者の対応
- (10) 動画、静止画の撮影（各訓練の活動記録）

3 その他

運営係員の組織、配置及び相互の連絡体制等は、別に定める。

第9 視察

活動隊員の士気高揚を図るため、消防庁長官及び知事等による視察を行う。

1 日時

- (1) 令和6年11月13日（水）午後2時30分から午後5時30分まで
- (2) 令和6年11月14日（木）午前9時30分から午前10時30分まで

2 場所

- (1) 天城ふるさと広場
- (2) 御殿場プレミアム・アウトレット駐車場
- (3) 田貫湖

3 視察者

- (1) 消防庁長官
- (2) 静岡県知事・副知事
- (3) 伊豆市長、富士宮市長、御殿場市危機管理監

4 随行者

- (1) 総務省消防庁職員
- (2) 静岡県実行委員会委員長（静岡県危機管理監）
- (3) 静岡県実行委員会副委員長（静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理）

5 留意事項

視察の詳細は別に定める。

訓練を視察する時間帯は、部隊運用訓練及び後方支援活動訓練を実施中であるため、各訓練参加者は、訓練を継続すること。

第10 車両展示

緊急消防援助隊を広くPRするため、緊急消防援助隊無償貸与車両等の展示を行う。

1 日 時

令和6年11月13日（水）午後2時30分から午後6時まで

令和6年11月14日（木）午前9時から午前10時30分まで

2 場 所

(1) 御殿場プレミアム・アウトレット バスロータリー 地図19

(2) 日本大学生物資源科学部富士自然教育センター 地図20

3 参加者

(1) 緊急消防援助隊

千葉県大隊、長野県大隊、山梨県大隊、埼玉県大隊、茨城県大隊、群馬県土砂・風水害機動支援部隊

(2) 国土交通省

4 留意事項

車両展示の詳細は別に定める。

第11 終了式

1 日 時

令和6年11月14日（木）午前10時50分から午前11時10分まで

2 場 所

天城ふるさと広場 天城ドーム

3 総合指揮者

統括指揮支援隊長（横浜市消防局）

4 登壇者

- (1) 消防庁長官
- (2) 静岡県知事
- (3) 伊豆市長
- (4) 静岡県実行委員会（委員長、副委員長）
- (5) 静岡県消防長会会長（静岡市消防局長）
- (6) 駿東伊豆消防本部消防長（開催地消防長）

5 整列者

- (1) 横浜市消防局統括指揮支援隊
- (2) 相模原市消防局指揮支援隊
- (3) 東京都大隊（後方支援中隊を除く。）
- (4) 神奈川県大隊（後方支援中隊を除く。）
- (5) 栃木県大隊（後方支援中隊を除く。）
- (6) 静岡県内消防応援隊
- (7) 被災地消防本部（駿東伊豆消防本部）
- (8) 陸上自衛隊（第34普通科連隊）
- (9) 静岡県警察本部
- (10) 静岡 DMAT
- (11) 認定NPO法人災害救助犬静岡
- (12) （一社）静岡県建設業協会

6 進 行

- (1) 開式
- (2) 訓示（消防庁長官）
- (3) 挨拶（静岡県知事、伊豆市長）
- (4) 終了宣言（静岡県実行委員会委員長）
- (5) 閉式

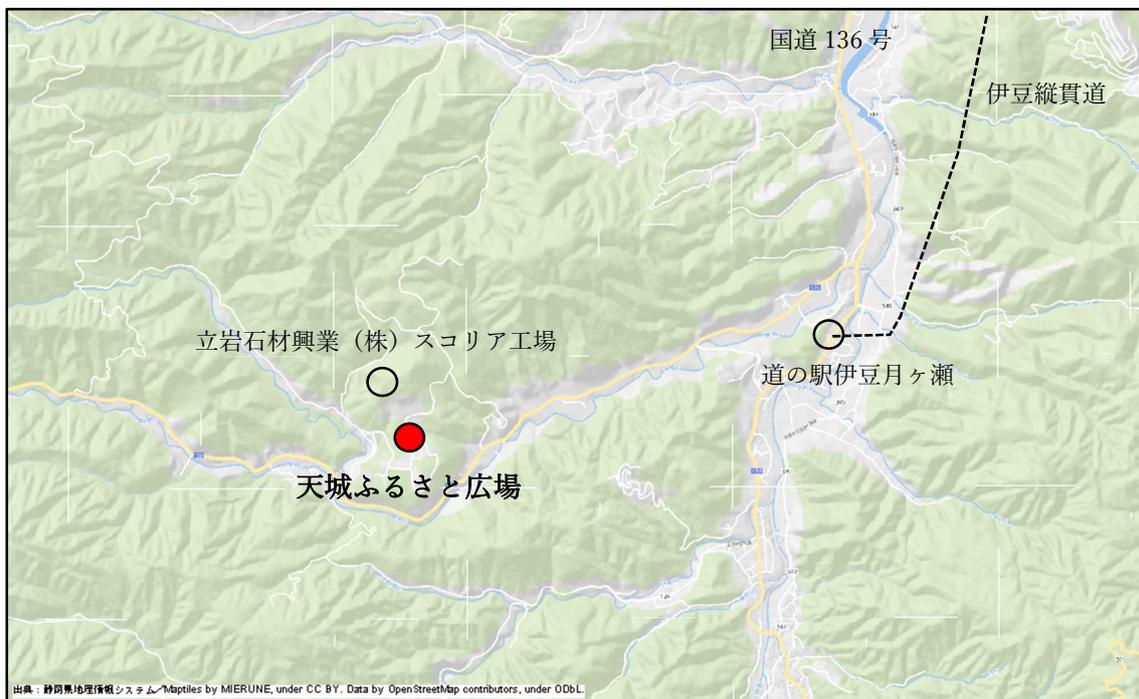
7 留意事項

- (1) 整列者は午前10時40分までに、天城ドームの指定位置に都県ごと集合し、待機すること。
- (2) 整列者のうち消防機関は、活動服等、編上靴、アポロキャップを着用する。
その他の機関は、各参加機関で定めた服装とする。
- (3) 各指揮支援隊及び各都県大隊は、消防庁長官から交付された指揮支援隊旗又は都県大隊旗を準備し、あらかじめ旗手を指定しておくこと。
- (4) 天城ドーム観客席に参観者の参観エリアを設ける。
- (5) 閉式後は、各指揮支援隊長及び各都県大隊長の指示により解散とする。
- (6) 終了式後の車両の退出順序は、運営係員の指示に従うこと。

地図1

天城ふるさと広場 【静岡県伊豆市上船原 1120-1】

《広域図》



《詳細図》



地図2

御殿場市・小山町広域行政組合消防本部 【静岡県御殿場市東田中一丁目19番地1号】
《広域図》



《詳細図》



地図3

富士宮市消防本部 【静岡県富士宮市弓沢町 150 番地 富士宮市役所地下 1 階】
《広域図》



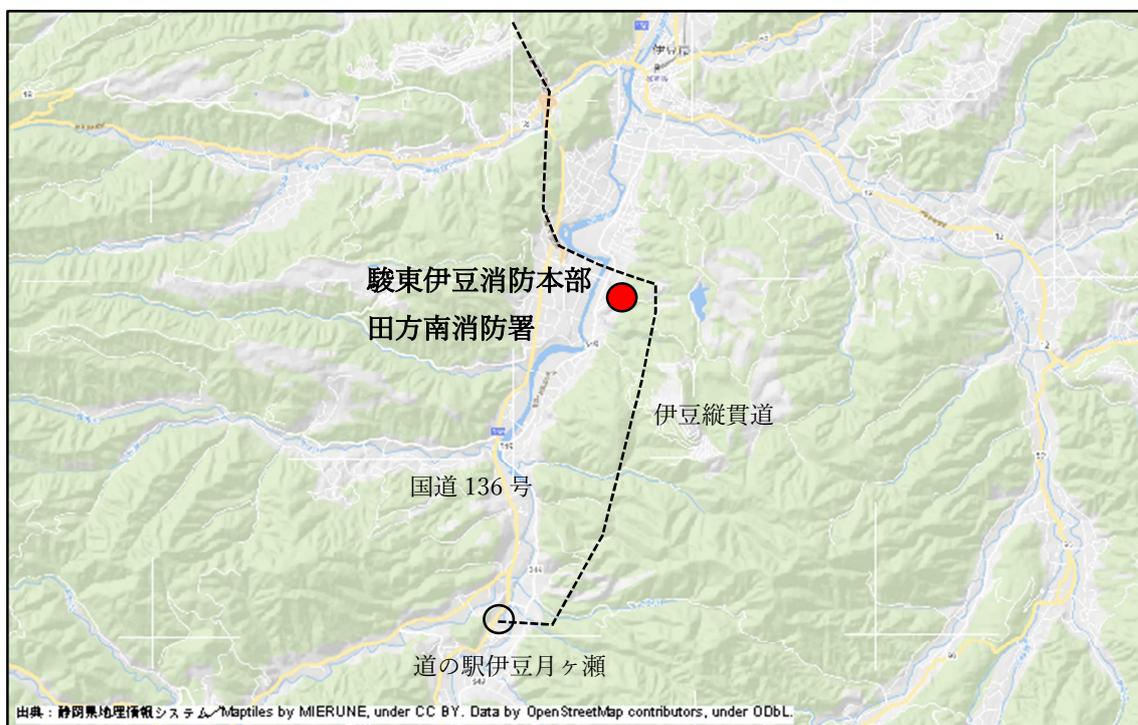
《詳細図》



地図4

駿東伊豆消防本部田方南消防署 【静岡県伊豆市日向 51-1】

《広域図》



《詳細図》



地図5

富士宮市消防本部中央消防署 【静岡県富士宮市源道寺町5-1】
《広域図》



《詳細図》



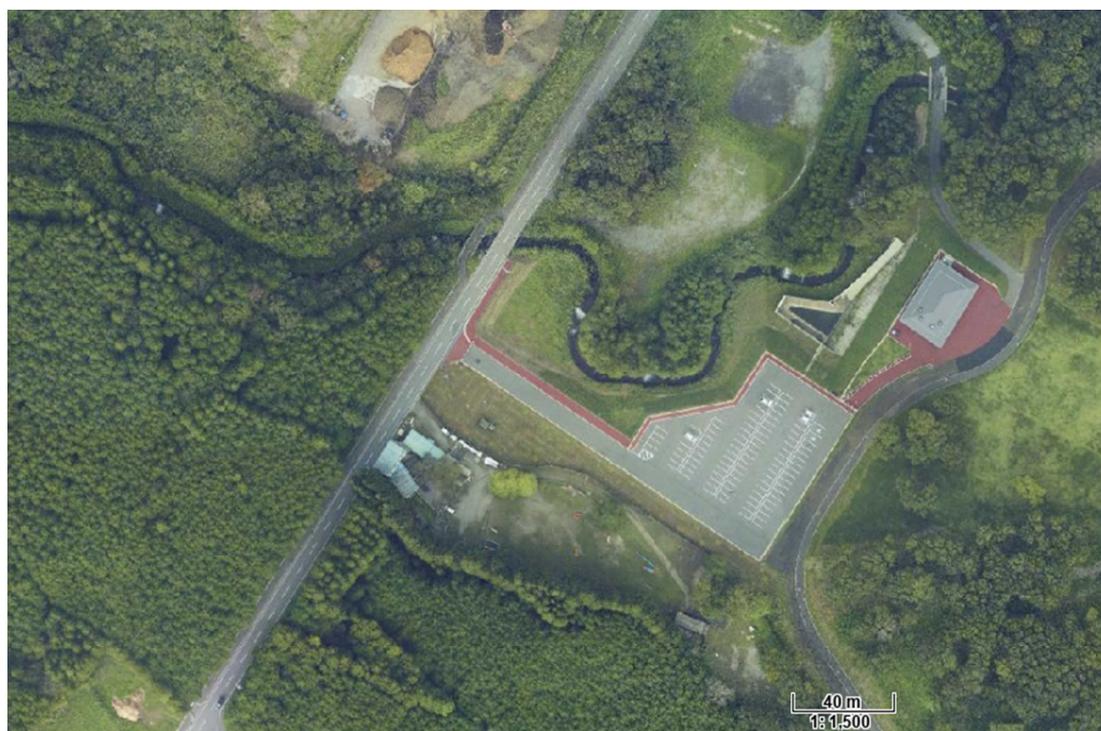
地図6

遊 RUN パーク玉穂駐車場 【静岡県御殿場市中畑 2112 番地】

《広域図》



《詳細図》



地図7

富士宮市西消防署北分署 【静岡県富士宮市上井出 2256】

《広域図》



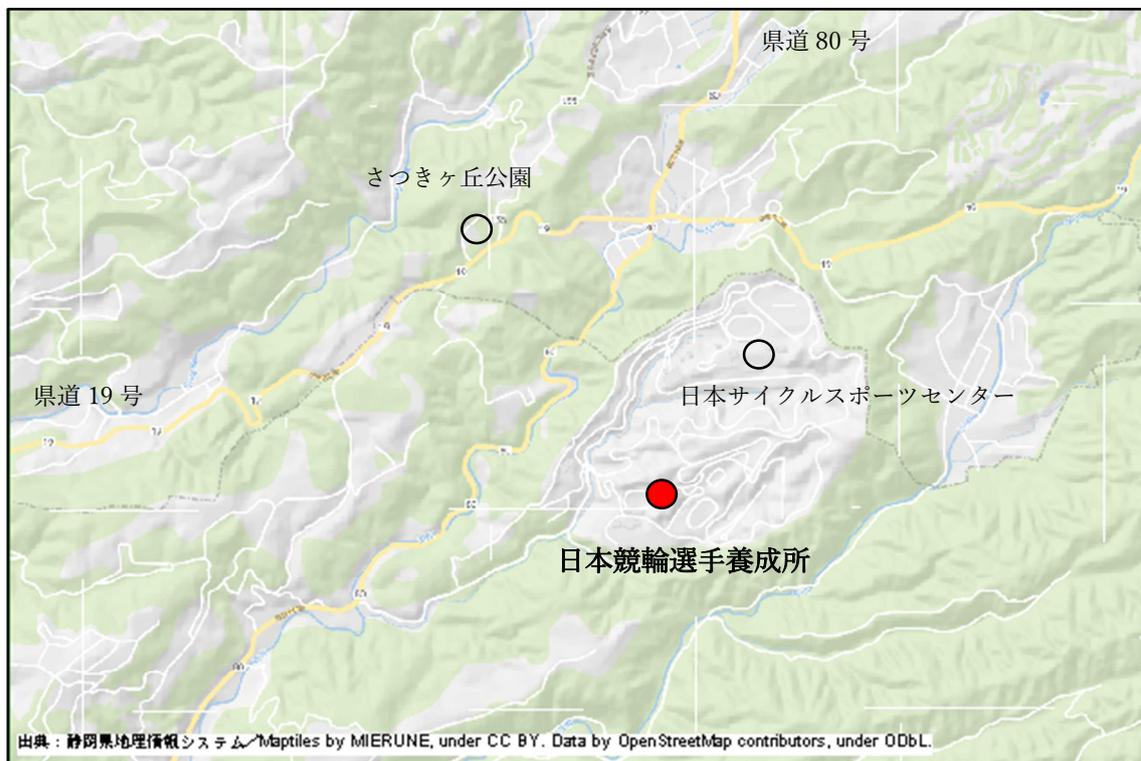
《詳細図》



地図 8

日本競輪選手養成所 【静岡県伊豆市大野 1827】

《広域図》



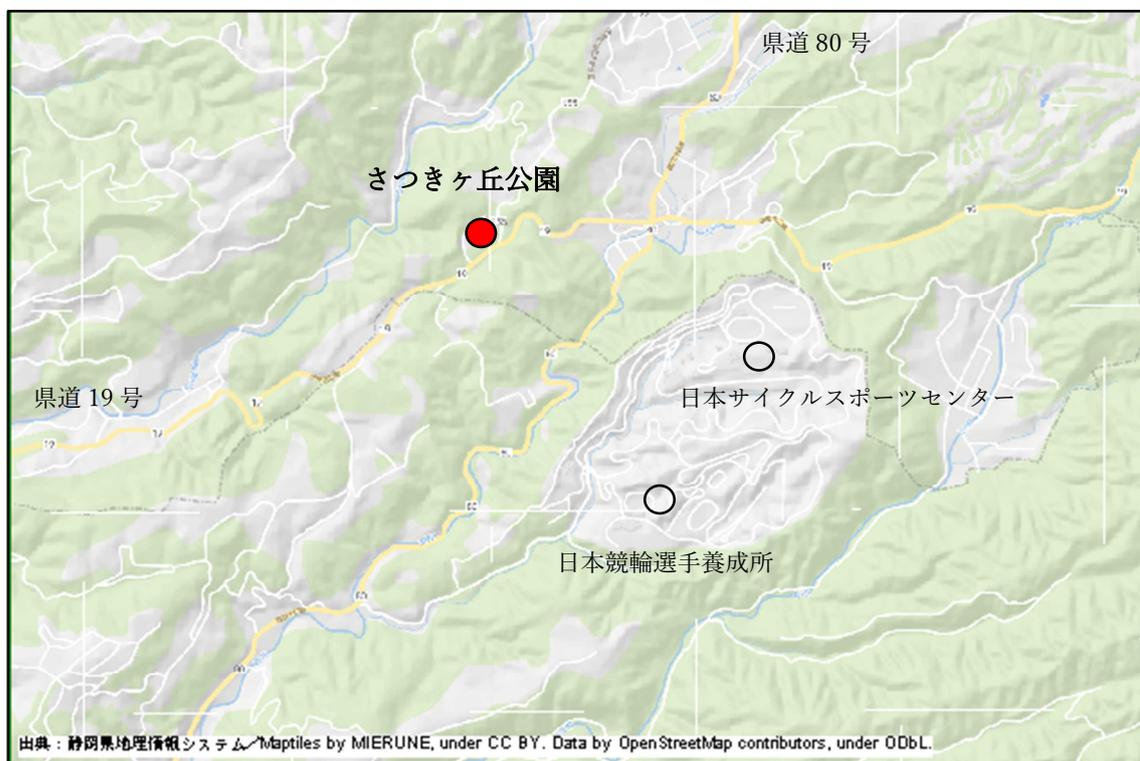
《詳細図》



地図9

さつきヶ丘公園 【静岡県伊豆の国市浮橋 1597-3】

《広域図》



《詳細図》



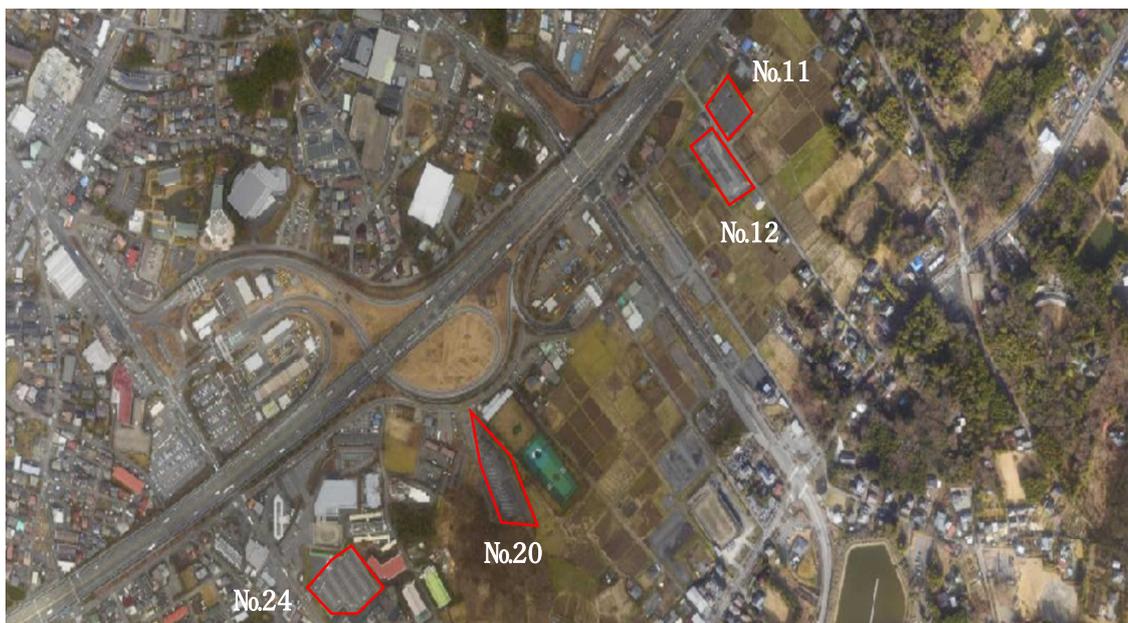
地図 10

御殿場プレミアム・アウトレット駐車場【静岡県御殿場市東山 232-1 ほか】

《広域図》



《詳細図》



地図 11

日蓮正宗総本山大石寺塔の原駐車場、東山駐車場【静岡県富士宮市上条 2009-2 ほか】
《広域図》



《詳細図》



地図 12

愛鷹広域公園【静岡県沼津市足高 202】

《広域図》



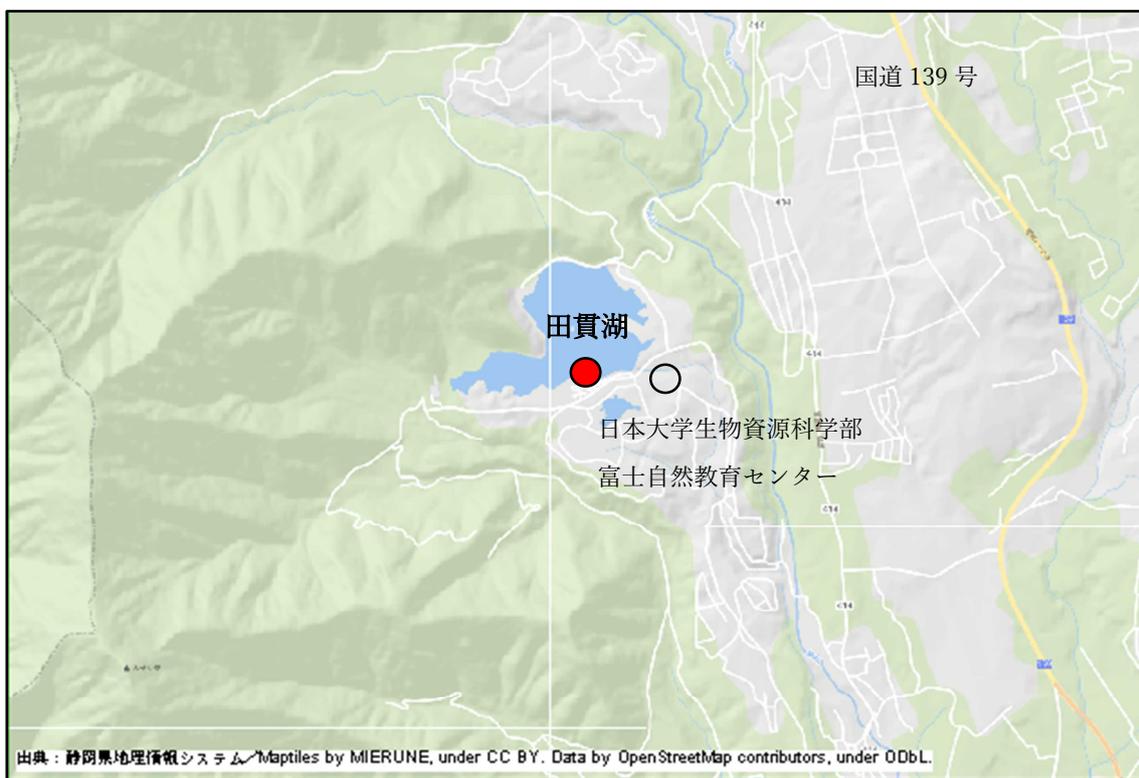
《詳細図》



地図 13

田貫湖【静岡県富士宮市佐折 634-1】

《広域図》



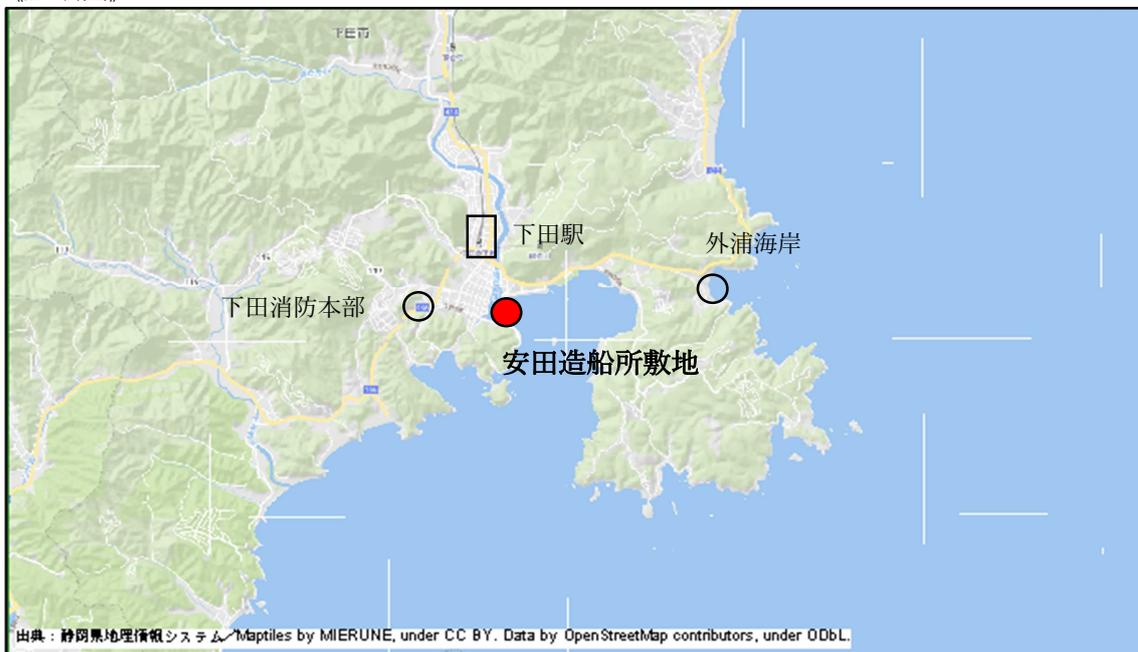
《詳細図》



地図 14

安田造船所敷地【静岡県下田市武方浜9】

《広域図》



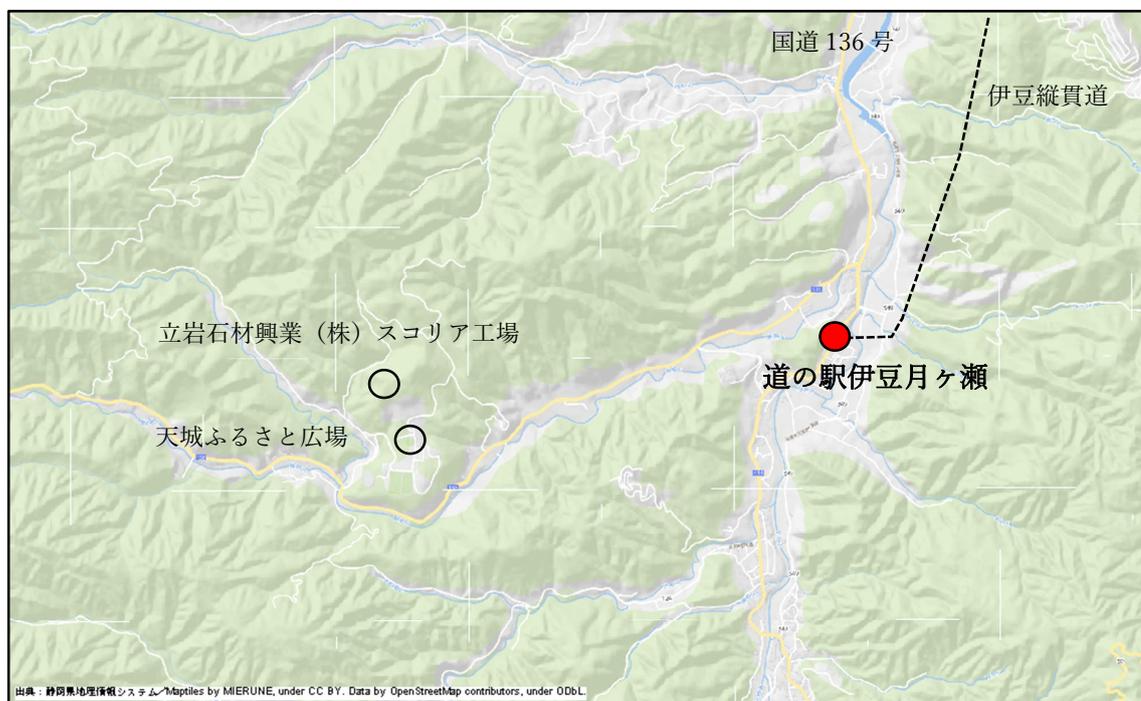
《詳細図》



地図 15

道の駅伊豆月ヶ瀬 【静岡県伊豆市月ヶ瀬 78-2】

《広域図》



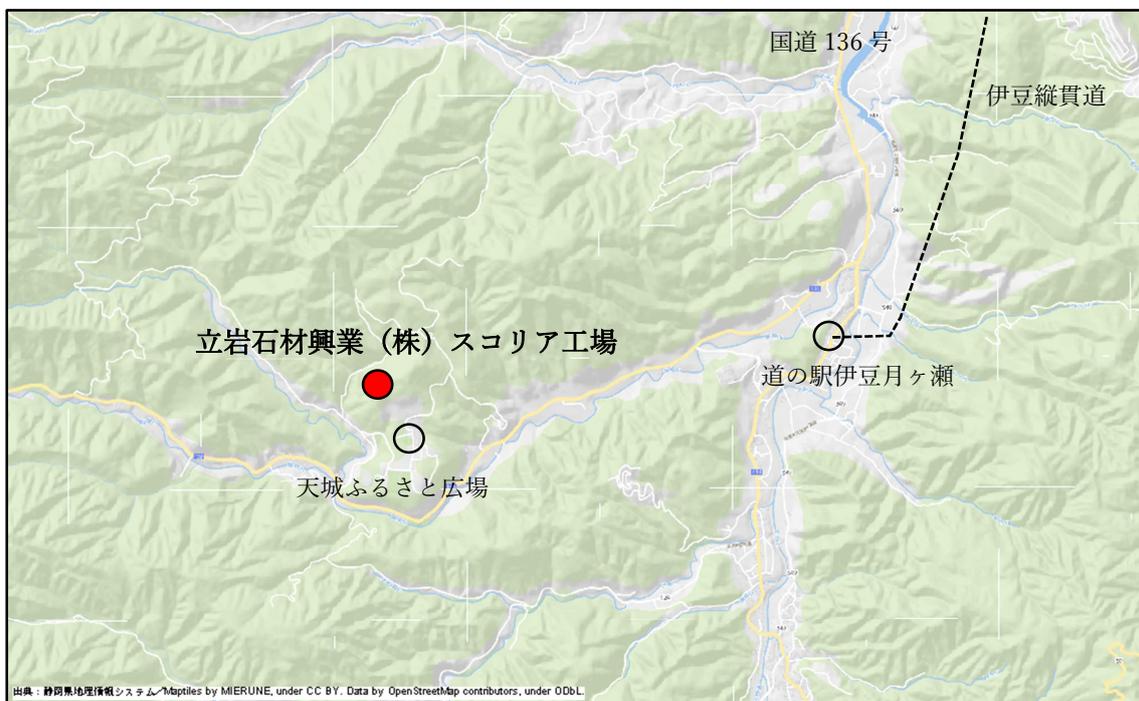
《詳細図》



地図 16

立岩石材興業（株）スコリア工場【静岡県伊豆市上船原字平 1120-1】

《広域図》

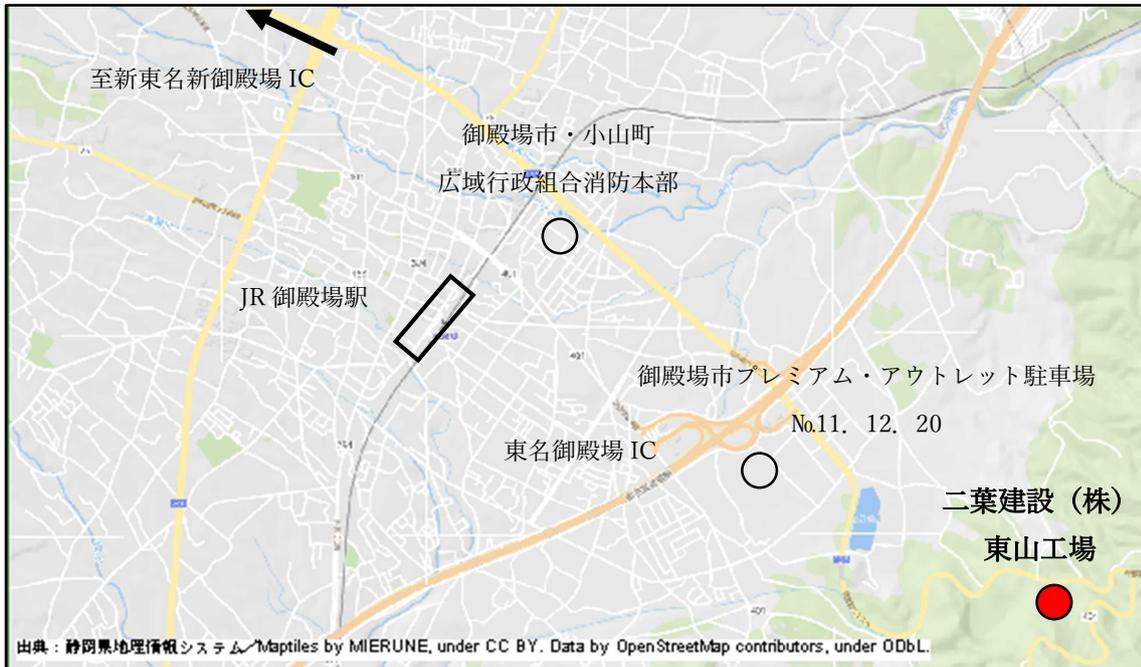


《詳細図》



地図 17

二葉建設（株）東山工場【静岡県御殿場市深沢 1854】
《広域図》



《詳細図》



地図 18

天城会館【静岡県伊豆市湯ヶ島 176-2】

《広域図》



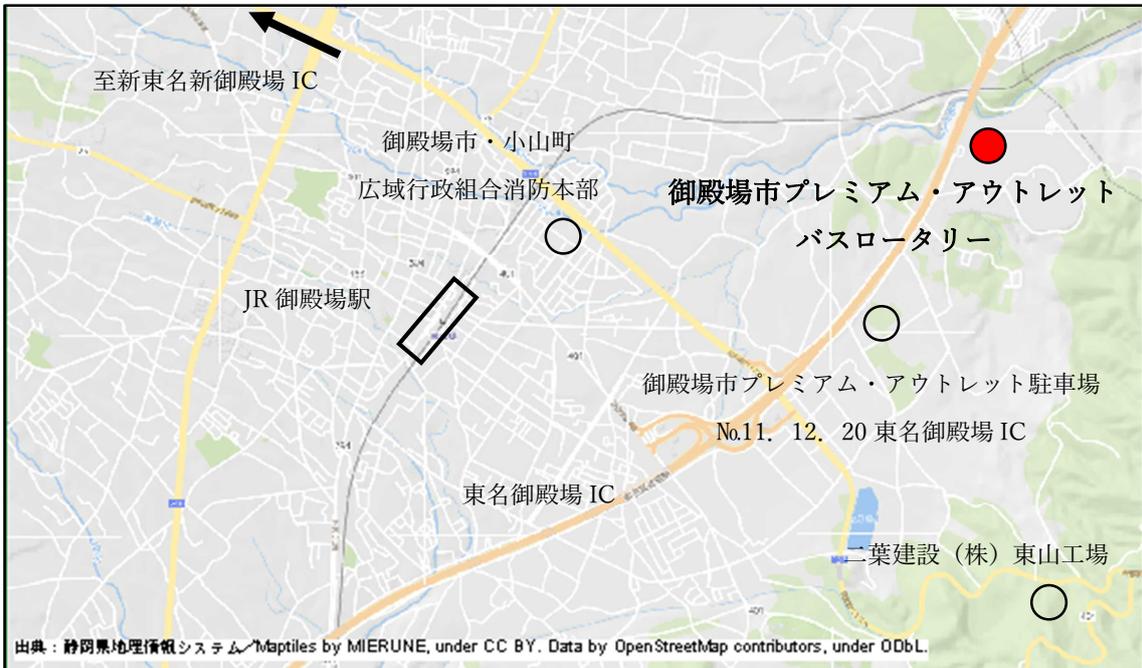
《詳細図》



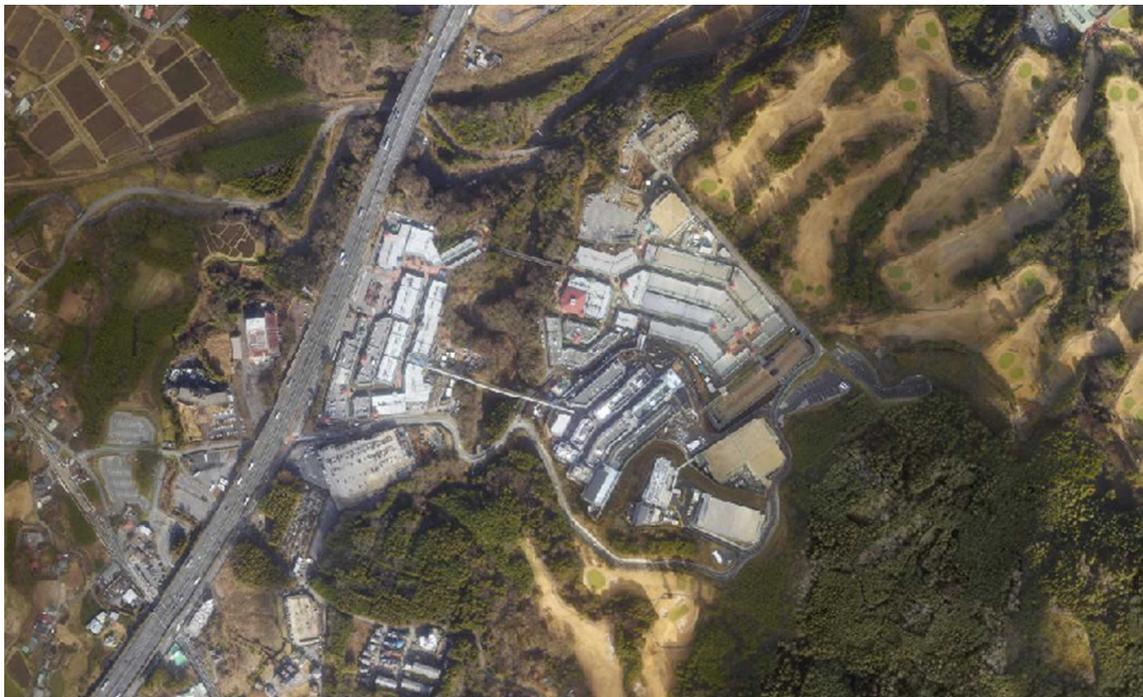
地図 19

御殿場プレミアム・アウトレット バスロータリー【静岡県御殿場市深沢 1312】

《広域図》



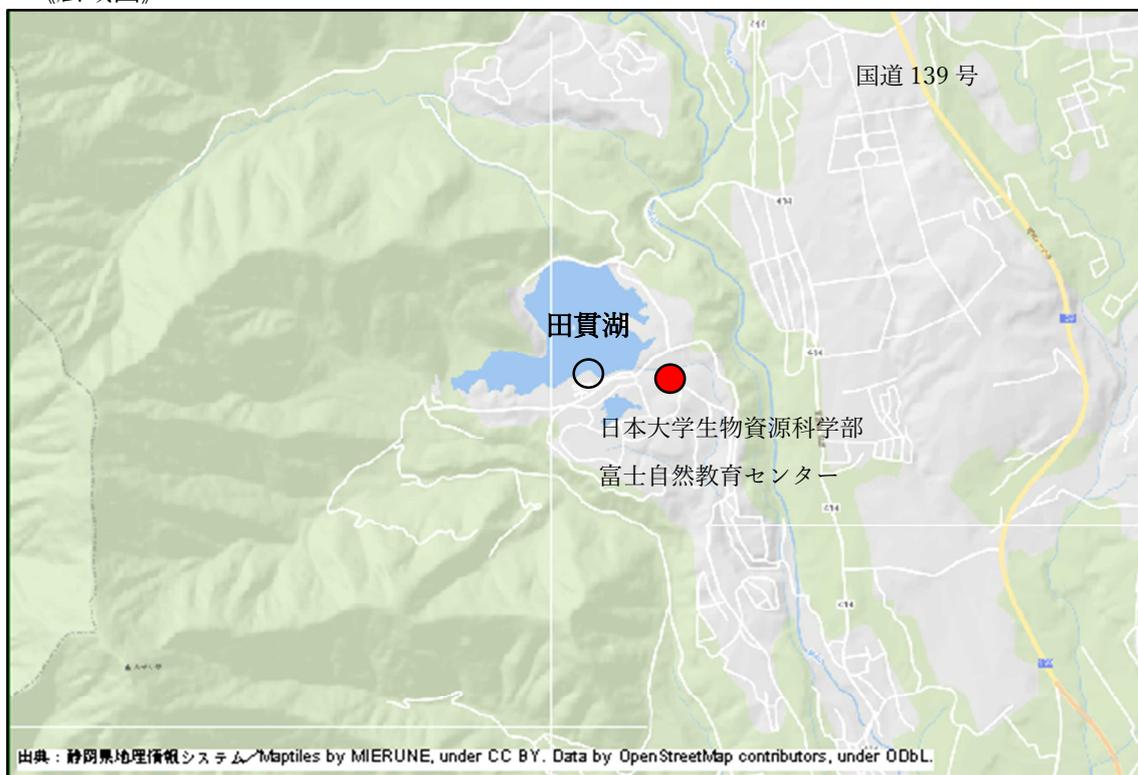
《詳細図》



地図 20

日本大学生物資源科学部富士自然教育センター【静岡県富士宮市佐折 632-3】

《広域図》



《詳細図》

